様式第１号（第４条関係）

三戸町お試し暮らし住宅使用申請書

年　　　月　　　日

三戸町長　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　三戸町お試し暮らし住宅を使用したいので、三戸町お試し暮らし住宅設置要綱第４条第２項の規定により、次のとおり申請いたします。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | □新規　　　　　　□２回目以上（　　回目） | | | | | |
| 使用施設 | □お試しハウスＵ　□お試しハウスＨ | | | | | |
| 希望使用期間 | 年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| （ふりがな）  使用者氏名 | 性別 | 生年月日 | | 年齢 | 職業 | 申 請 者  との続柄 |
|  | 男・女 | Ｓ ・ Ｈ ・ Ｒ  年　　　月　　　日 | |  |  |  |
|  | 男・女 | Ｓ ・ Ｈ ・ Ｒ  年　　　月　　　日 | |  |  |  |
|  | 男・女 | Ｓ ・ Ｈ ・ Ｒ  年　　　月　　　日 | |  |  |  |
|  | 男・女 | Ｓ ・ Ｈ ・ Ｒ  年　　　月　　　日 | |  |  |  |
| 申請者  （代表者）  連絡先 | 電話番号（自宅） | | －　　　　　－ | | | |
| 電話番号（携帯） | | －　　　　　－ | | | |
| ＦＡＸ | | －　　　　　－ | | | |
| Ｅメールアドレス | | ＠ | | | |
| 申込みの  目的 | 申込みの主な目的として該当するものに、チェックしてください。  □三戸町への移住を検討又は希望するため  □三戸町へのサテライトオフィス進出若しくは起業を検討しているため  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| その他 | 三戸町で滞在中に行いたいことや今後の展望質問等あればご記入ください。 | | | | | |

※使用者の身分を証明することができる証明書の写しを添付してください。

別紙

三戸町お試し暮らし住宅使用許可条件

三戸町お試し暮らし住宅の使用者（以下「使用者」という。）は、三戸町お試し暮らし住宅（以下「住宅」という。）を使用するにあたり、第１条から第６条までの条件を遵守し、第７条の条件を承諾し、第８条の事項を確約すること。

　（使用）

第１条　使用者は、住宅を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

　（禁止行為）

第２条　使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

　（１）物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為

（２）興行

　（３）展示会その他これに類する催しの開催

　（４）文書、図書その他印刷物を貼付又は配布

　（５）宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為

　（６）近所の住民に迷惑を及ぼす行為

（７）住宅の全部又は一部を転貸又は権利を譲渡

（８）反社会勢力の出入り又はこれに準ずる行為

（９）増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内における工作物の設置その他これに類する行為

（10）政治活動

（11）住宅内での動物等の飼育をする行為

　（12）その他住宅の使用にふさわしくない行為

　（損害賠償等）

第３条　使用者は、故意又は過失により本物件を破損又は汚損若しくは滅失したとき（以下「破損等したとき」という。）は、直ちに町長に報告しなければならない。

２　使用者は、破損等したときは、原状に回復又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

　（許可の取消）

第４条　使用者が第１条及び第２条の規定に違反したとき、又は、正当な理由なく住宅を使用しないときは、許可を取り消すことができる。

２　使用者は、都合により、住宅の使用を中止するときは、町長に通知しなければならない。

　（許可の消滅）

第５条　天災、地変、火災、その他三戸町使用者双方の責めに帰さない事由により住宅が滅失した場合は、消滅する。

　（明渡し）

第６条　使用者は、使用許可期限までに（第４条の規定により使用許可が取り消しとなった場合にあっては、直ちに）、住宅を明け渡さなければならない。

２　使用者は、住宅を明け渡すときは、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

　（立入り）

第７条　町長は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができるものとする。

２　使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立ち入りを拒否することができないものとする。

３　町長は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ使用者の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができるものとする。この場合において、町長は、使用者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を使用者に通知するものとする。

　（反社会的勢力の排除）

第８条　使用者は、次の各号の事項を確約する。

　一　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」と総称する。）ではないこと。

　二　反社会的勢力に自己の名義を使用させ、この使用許可を受けるものでないこと。

　三　自ら又は第三者を使用して、次の行為をしないこと。

　　ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為